

平成31年3月

定例教育委員会

新庄市教育委員会

教育長報告（1）

平成31年3月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

- (1) 石川正志議員の「新庄まつりは、絢爛豪華な山車が祭りで巡行され、世界に誇る市民の宝となっている。人口減少・少子高齢化を受けて、次世代への継承を危ぶむ町内会も少なくない。山車を文化遺産として捉えると、保存・継承に対し新たな財源を確保しながら行政も支援していく必要があると思う。山車制作に地元山形大学、芸工大を巻き込んだ体制づくりは出来ないか。」という質問に対して

「山車行事を文化遺産として捉え、保存・継承に対する行政の支援という点では、「新庄まつり山車行事保存会」に対し、市は財政支援をするとともに、連携して事業を進めている。

また、山車制作の過程において大学からのアドバイスを受けるというご意見については、山車連盟及び山車若連による制作の方針があるので、大変難しいことと考える。

大学を巻き込んだ取り組みとして、平成17年より山形大学フィールドワークにおいて新庄まつりをテーマに学ぶ学生を受け入れている。近年、フィールドワーク学習の発展的な取り組みとして、SNSを活用した若連のイケメンコンテストや山車人形をイメージした隈取メイク体験、大学内でのまつりの告知などの企画を学生が自主的に立案・実施している。また、青山学院大学の学生も研究の一環として若連に参加し、山車制作や花もらいなどに関わっている。

このような活動が継続・発展できるよう関係者と連携を図るとともに、まつりを通じた交流人口の拡大が一層図られるための方策を今後も検討していきたい。」と答弁した。

- (2) 佐藤悦子議員の「教職員の異常な長時間労働をなくすために、教員の持ち時数の上限設定と教員定数の増加を要望すべきではないか。また、学校の業務削減に向けた国と自治体、学校双方の取り組みは怎么样了のか。さらに、学校の不要不急の業務削減、または中止についてどう考えるか。最後に、部活動の負担軽減と過熱化を抑制すべきではないか」という質問に対して

「はじめに、教員の持ち時数については、学校規模や担当学年、担当教科等によって異なる。現在、小学校では平均して週あたり25時間程度、中学校では平均して週あたり17時間程度の持ち時数になっている。小学校では、担任外の教員が特定の教科を受け持つことで、担任の空き時間を確保している。中学校では、時間割の作成の仕方を工夫し、教員が1日の中で空き時間を確保できるようにしている。このように、組織的な対応により、児童生徒に向き合う時間の確保に努めている。

教員定数については、教員が一人一人の児童生徒に向き合い、充実した教育活動を展開することができるように、これまでも適切な配置を要望してきた。今後も学校や教員に寄り添いながら、一層の負担軽減を図ることができるよう取り組みを進

めていきたい。

つぎに、学校の業務削減に向けた取り組みについては、教育委員会としても、教員の業務負担の軽減は喫緊の課題であると捉えている。屋根の雪下ろし等は、学校の要望に応じて教育委員会で技労員や業務委託等で対応している。個に応じた支援を要する児童生徒については、学校や児童生徒の実態を確認した上で、安全面や学習面等を十分に考慮しながら総合的に判断し、23名の個別学習指導員等を各校に配置している。全国学力・学習状況調査については、学校において児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の改善に向けた取り組みを進めている。事務職員の配置については県が行うことになるが、学校の要望に応えることができるよう引き続き対応していきたい。市教育委員会及び市教育研究所による会議や研修等については、今年度見直しを図り、内容を精選し、回数も削減している。今後も業務の負担軽減につながるよう内容を検討しながら学校や教員を支援していきたい。

つぎに、不要不急の業務削減については、各校では、校長の学校マネジメントにより、業務の負担軽減を図っている。業務の負担軽減に向けては、一人一人の教員が改善意識を持ち、教員相互の協力により業務の効率化を図ることが求められるが、教育委員会としては、これまでも校長会等を通じて、学校業務の見直しや削減を図り、教員の働き方改革を推進していくよう依頼してきた。

各校においては、会議の回数削減や時間短縮、行事や活動の精選、部活動の見直し等の工夫が図られ、以前より業務の削減が進んできた。

今後も学校における業務改善の必要性を示し、教員の多忙化解消につなげていきたい。

最後に、部活動については、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県の「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」に基づき、今年度10月に新庄市における部活動の基本方針を策定し、2月に改訂している。具体的には、平日の活動時間は2時間程度で休業日は3時間程度、日曜日は原則休みとし練習試合は組まないこと、大会等については計画する際に生徒や顧問の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等を踏まえ、毎週のように参加するなどの過度な負担とならないようにすることを定めている。また、大会等で土・日曜日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることも示している。今後、この方針を周知し、適切な指導の下に部活動が実施されるよう指導していく。

また、全国大会の精選についての質問だが、学校の教職員が引率する大会は基本的に中体連主催のもののみとなる。生徒及び教職員の負担が大きくなるよう、今後も学校には各競技団体と連携を図るよう依頼していく。部活動の成績を生徒の高校への内申書や教員の人事評価に反映させないということについてだが、高校へ提出する調査書には、部活動等の成績を記載する項目がある。また、教員の人事評価については、大会でいい成績を収めたから評価が高くなるものではないので、理解いただきたい。」と答弁をした。

- (3) 小関淳議員の「図書館の駐車場は県内13市で最も狭く、この冬においては落雪の危険があるため駐車場が利用できない状態となっている。図書館の役割を考えれば安心して利用できる魅力ある施設にすべきではないか。今後どのようなアイデアで子どもの未来に貢献しようとしているのか。」という質問に対して

「現在、新庄市立図書館は指定管理者制度を活用し運営している。指定管理者の職員のほとんどが図書館司書の資格を有し、県内第1号に認定された認定司書もあり、より専門的な知識のもと対応していただき、市民の方から大変好評を得ている。

また、施設の運営だけではなく、図書館以外で図書館の本が手にとれるようにと移動図書館を実施したり、地域へ出向いて行う「出前図書館事業」においては、山大フィールドワークやボランティアとの連携でキットマルシェでの読み聞かせや本の貸出しを行いながら普段図書館を利用しない人に対しても積極的に情報を発信し、いろいろな機関や団体と連携しながら多彩な事業を展開することで地域活性化の一助となっていると考える。

質問の駐車場についてだが、開館以来、長年の課題となっており、議員がおっしゃるとおり駐車スペースも8台と県内13市で最も少ないのが現状である。また、冬期間においては、図書館の屋根からの氷の塊の落下による危険を回避するため、昨年度より1月、2月の2か月間、駐車場を閉鎖させていただいている。そのため、ふるさと歴史センターにブックポストを設置し本を返却できるようにしている。利用者の不便さを少しでも解消するため、本の貸出冊数を10冊から30冊までと多くしたり、2週間の貸出期間を3週間まで延長するような対応している。また、わらすこ広場やわくわく新庄・保健センターで実施しているあそびの広場に出向き、出前えほんぱーく・おはなし会を行うことで市民の方に対しより良いサービスの提供を図っている。

駐車場については、近隣の生涯学習施設や公共施設の駐車場を利用できるよう、調整を図りながら、今後もサービスを低下させることなく、図書館のネットワークを生かし、事業に取り組むことで、市民の皆さまから親しまれ、活用される図書館になるよう努めてまいりたい。」と答弁をした。

- (4) 高橋富美子議員の「放課後児童クラブ・放課後子ども教室の現状と課題について、また、各課の連携のもと今後の方策についてどう考えているか」という質問に対して

「放課後子ども教室は、各小学校区において子どもたちが放課後に安全・安心に過ごすため、小学校等を活用し、学習、スポーツ、文化活動を地域住民との交流を図りながら「子どもの居場所づくり」を行う事業である。

市では現在、萩野、八向各地区公民館長がコーディネーターとなり、萩野学園と本合海小学校において5月～翌年の2月まで開催している。萩野学園放課後子ども教室は萩野地区公民館を主な会場に小学校1年から4年生を対象として毎週2回程度、

本合海小学校放課後子ども教室は小学校を会場に全校児童を対象として毎月2回程度実施している。いずれも、地域の方から指導員となっていただき、子どもたちへの安全管理、また、一緒になって活動していただきながら、地域全体で子どもたちの豊かな成長を育んでいるものである。

参加した児童・保護者からは、地域の高齢者の方などが指導者となっていることもあり、「普段できない体験ができた」、「子どもが楽しみにしている」、「開催回数を増やしてほしい」「続けてほしい」などのご意見を多く頂戴し、大変好評を得ている事業となっている。

また、来年度は新たに北辰小学校でも土曜開催型として、平日に開催するのではなく、夏休みなどの長期の休日を利用して開催する方向で準備を進めている。

課題としては、指導者の高齢化、人員不足があげられ、その点を補っていく一つの方策として、来年度、社会教育課内に地域学校協働活動推進員、いわゆる地域コーディネーターを新たに配置するための予算も計上させていただいている。地域コーディネーターの方には、学校へのニーズ調査を実施しながら、地域の人材の掘り起こしや育成等を行っていただき、地域と学校を結ぶ役割を担っていただきたい。

現在、萩野学園で実施している放課後子ども教室には、萩野学園放課後児童クラブに登録している児童が参加している例もあることから、他の小学校区においても放課後児童クラブと連携しながら実施することができないか、今後の検討課題としていきたい。」と答弁した。

2点目の「学校教育のさらなる国際化に向けた取り組みで、新学習指導要領の2020年度からの全面実施を見据えた英語教育の取り組みについて伺いたい」という質問に対して

「現在の学習指導要領では、5・6学年において外国語活動が行われているが、2020年度から完全実施となる小学校学習指導要領では、3・4学年に外国語活動が導入され、5・6学年では外国語科が教科として実施される。

2020年度の完全実施に向けては、今年度と来年度の2年間で移行期間となっており、各校は文部科学省が示している移行措置に従って対応している。教育委員会としては、国から配付されている新教材を用いて、3・4学年で15時間、5・6学年で50時間の授業を行うことを確認し、指導している。また、年2回のALT担当者会を開催し、新学習指導要領で目指す外国語教育の在り方やALTと連携した授業づくりについて研修を進めている。

今後も児童が外国語に慣れ親しみ、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を育成することができるよう、学校と教員を支援していきたい。」と答弁した。

教育長報告（2）

第12回明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会について

（別添 明倫学区義務教育学校推進計画策定委員会報告）

教育長報告（3）

平成30年度第2回新庄市社会教育委員会議について

平成30年度第2回社会教育委員会議について

■日 時 平成31年2月25日（月） 午前10時00分～12時00分

■場 所 市民プラザ3階 会議室

■出席者 委員：齋藤彰、近江正人、柿崎好昭、柴田忠志、中鉢祐子、森富喜子、横山智恵子、
小松克彦

職員：高野教育長、渡辺社会教育課長、佐藤主幹、八鍬スポーツ振興主査、担当三原

<主な質疑・意見>

1. 平成30年度主要事業の成果について

① 青少年ボランティア体験事業について

◎先日、最上8市町村のボランティアの交流会があった。ボランティアを担当している職員のやる気・意気込みが生徒にも伝わっているような会であった。担当の職員には感謝したい。

② 文化財保護関連（ふるさと歴史センター含む）について

◎高萩市との児童交流に毎年関わらせてもらい、戸沢家墓所で合流してから交流を開始している。以前は、修学旅行で市内めぐりということで戸沢家墓所や旧矢作家など勉強していたが、現在行っているのか。

→全員が市内全部の史跡をめぐるのではなく学区内の史跡をめぐることにとどまっている。

◎地域の学校が戸沢家墓所や旧矢作家への奉仕作業を行っているということはあるのか。

→関わりについては聞いていない。

◎歴史センターにおいて小・中学校の活用状況はどうなっているのか。

→市内においては全ての学校ではないが、小学3年生が中心となり民具などを昔の道具ということで勉強している。

◎亀綾織りの補助金は後継者育成にどのようにつながっているのか。

→伝承協会事務所に2名が常駐し織っている。反物を織れるようになり京都の西陣に売れるような状況になってきた。

◎戸沢家墓所に2千万円をかけて整備しているのであれば、PR等情報発信していくことが必要と思うが。

→以前の戸沢家墓所は雨漏りもあるような状態であったが、修繕を施している。情報発信力が弱いと感じており、今後は様々なかたちで情報発信していく。

◎市の文化財等について市民に知ってもらうよう全体的なPRが必要と思う

→以前は市報等で情報を提供していた。市民に周知していくよう考えていく。

③ 指定管理者制度の活用について

◎指定管理者と窓口業務などを行っている施設管理の方と連携がうまくいくように対応していただきたい。

→施設長会議のなかで情報を共有するよう話していく。

2. 平成31年度主要事業の予定について

① 地域学校協働活動の推進について

◎学校においては、市内の文化財、企業などに関わって2つの課題がある。一つは新庄の良さを知る、発信する力を付けるという部分がこれから求められている。もう一つは総合的な学習を探究型に変えていかなければならないということである。小学生は体験的なものをベースに積み上げていき、中学校では課題意識を持ち自分たちで調べ、発信していくといった方向に持っていきたいと考えているところである。情報が少ないなかで支えてくれる、つないでくれる方がいることは心強い。

② 新庄市子ども教室について

◎北辰小学校でも開始するということが、学校から要望があったのか。

→北辰小学校では、毎年山大生と関わりながら様々な活動を行ってきた。来年度はこの事業を活用し実施するという事で予定している。

◎放課後児童クラブの来年度の状況については、日新学区は3年生から入れない状況であり、中央学童も高学年は遠慮してもらいたいという話もあるようだ。子ども教室と児童クラブの連携ということについてどう考えているのか。

→中心部では受け入れる場がないということで難しい状況であると思う。放課後子ども教室は放課後の子ども居場所づくりとして全ての子どもを対象として開催するものである。現在実施している萩野や本合海においては地区公民館長がコーディネーター役となって実施しているが、様々なメニューを考えていかなければならないことやコーディネーターとなる人材がいらないため進んでいかないということもある。

③ 文化財関連について

◎花巻市と新庄市の間に絆をつくることを目的として花巻市で松田甚次郎の演劇公演を行った。昨年、宮沢賢治研究学会の方が訪ねてきて八幡神社、土舞台、共働村塾の跡を見ていくことがあり、松田甚次郎と宮沢賢治との関係で人が鳥越に多数来ている。鳥越の八幡神社と土舞台を市の文化財に加えていただきたい。

◎児童交流であるが、高萩市とは歴史的な結びつきのもと行っているが、文化的な結びつきとして花巻市との交流もできるような施策を考えていってもらいたい。

② 新庄ハーフマラソン大会について

◎ハーフマラソン大会は3回目の開催となる。県内外の方に参加してもらえよう大会にしてほしい。

③ ホストタウン推進事業について

◎ホストタウンは地域が元気になる事業。現在の進捗状況について

→1月に登録の申請が済み、2月末に公表の予定である。登録の要件として、台湾のオリンピックとの交流、相手国の関係者・関係団体との交流、日本人のオリンピック・パラリンピアンとの交流があり、来年度については、相手国の関係者、関係団体との交流を考えている。登録になれば聖火リレーも新庄を通ると思う。また、台北市の高校の部と新庄東高校が積極的な交流を図っているため、そこを中心に交流も図っていくのではないかと、少しずつではあるが出来ることから進めていければと考えている。

議案第 8 号

新庄市教育研究所設置に関する規則の一部を改正する規則について

新庄市教育研究所設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市教育研究所設置に関する規則の一部を改正する規則

新庄市教育研究所設置に関する規則（平成 8 年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「及び研究部」を削り、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「、部長」を削り、「おく」を「置く」に改め、同条第 3 項中「部長及び研究員は教育委員会」を「研究員は、教育委員会」に、「第 3 条」を「前条」に改める。

第 5 条第 1 項中「審議するため」を「協議するため」に、「おく」を「置く」に改め、同条第 2 項中「運営委員（以下「委員」という。）は若干名とし」を「委員会は、委員若干名で組織し」に改め、同条第 3 項中「1 年」を「、1 年」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

第 5 条第 5 項中「教育長が」を「、教育長が」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

新庄市教育研究所の組織改編に伴い、新庄市教育研究所設置に関する規則の見直しを提案するものです。

新庄市教育研究所設置に関する規則(平成8年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(事業及び研究部)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 <u>教育研究所に次の部をおく。</u></p> <p>(1) <u>職能研修部</u></p> <p>(2) <u>指導研修部</u></p> <p>(3) <u>調査研究部</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>教育研究所に所長、部長、研究員及び事務局長をおく。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>部長及び研究員は教育委員会が委嘱し、第3条に掲げる事業に関する企画立案及び実務を担当する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 <u>教育研究所の運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)をおく。</u></p> <p>2 <u>運営委員(以下「委員」という。)は若干名とし、新庄市立学校の校長のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>委員会に委員の互選により委員長をおく。</u></p> <p>5 <u>委員会は教育長が招集する。</u></p>	<p>(事業_____)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>[削る]</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>教育研究所に所長____、研究員及び事務局長を置く。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>研究員は、教育委員会_____が委嘱し、前条に掲げる事業に関する企画立案及び実務を担当する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第5条 <u>教育研究所の運営に関する重要事項を協議するため、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員若干名で組織し_____、新庄市立学校の校長のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 <u>委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。</u></p> <p>5 <u>委員会は、教育長が招集する。</u></p>

議案第9号

新庄市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱について

新庄市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

新庄市教育支援委員会設置要綱の一部を改正する要綱

新庄市教育支援委員会設置要綱（平成26年教育委員会要綱第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童・生徒（就学予定者を含む。以下同じ。）の障がいに応じた教育支援に関すること。
- (2) 就学義務の猶予又は免除の措置に関すること。
- (3) 特別支援学校又は特別支援学級に就学すべき児童・生徒の教育措置に関すること。
- (4) 特別支援学級の経営及び特別支援教育の振興に関すること。
- (5) その他教育支援に関すること。

第3条第1項中「17名」を「30名」に改め、同条第2項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 新庄市校長会から推薦された者
- (3) 新庄市立学校の教員

第3条第2項第6号を次のように改める。

- (6) 新庄市子育て推進課職員

第4条中「1年とし」を「、1年とし」に改める。

第5条第3項中「委員長を」を「、委員長を」に改める。

第8条中「、資料」を「及び資料」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 小委員会は、委員長、副委員長及び教育委員会職員をもって組織する。

第10条中「定めるものの他委員会」を「定めるもののほか、委員会の運営」

に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

提案の理由

新庄市教育支援委員会の組織改編に伴い、新庄市教育支援委員会設置要綱の見直しを提案するものです。

新庄市教育支援委員会設置要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置)</p> <p>第1条 新庄市における児童・生徒の<u>早期からの教育相談及び支援に基づき円滑な就学指導、その後の一貫した教育支援に資すること</u>を目的として、新庄市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>障がいのある児童・生徒の判断と障がいに応じた教育的支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>翌年度就学予定者の就学についての判断に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特別支援学級の経営、特別支援教育の振興に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が必要と認めたものの調査、判断に関すること。</u></p> <p>[新設]</p> <p>2 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>17名</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特別支援学級設置校校長代表</u></p> <p>(3) <u>特別支援学級設置校教員</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>新庄市家庭児童相談員</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 新庄市における児童・生徒の<u>円滑な就学指導及び教育支援に資すること</u>を目的として、新庄市教育支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 <u>委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>児童・生徒(就学予定者を含む。以下同じ。)の障がいに応じた教育支援に関すること。</u></p> <p>(2) <u>就学義務の猶予又は免除の措置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特別支援学校又は特別支援学級に就学すべき児童・生徒の教育措置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>特別支援学級の経営及び特別支援教育の振興に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他教育支援に関すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>30名</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新庄市校長会から推薦された者</u></p> <p>(3) <u>新庄市立学校の教員</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>新庄市子育て推進課職員</u></p>

現行	改正後（案）
<p>(7)～(9) (略) (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は<u>1年とし</u>、再任することができる。任期途中で委員が交代する場合は、交代後の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副委員長は<u>委員長を</u>補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会の専門事項についての調査、研究、<u>資料</u>の収集は、小委員会を構成しこれにあたる。小委員会は、<u>委員長・副委員長・家庭児童相談員等・教育委員会代表</u>をもって組織する。</p> <p>[新設]</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもの<u>その他委員会</u>に必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>(7)～(9) (略) (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、<u>1年とし</u>、再任することができる。任期途中で委員が交代する場合は、交代後の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副委員長は、<u>委員長を</u>補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第8条 委員会の専門事項についての調査、研究及び<u>資料</u>の収集は、小委員会を構成しこれにあたる。</p> <hr/> <p>2 小委員会は、<u>委員長、副委員長及び教育委員会職員</u>をもって組織する。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもの<u>のほか</u>、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成26年4月1日から施行する。</p>

議案第10号

新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則について

新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

新庄市立学校管理規則の一部を改正する規則

新庄市立学校管理規則（平成14年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「、特別活動及び総合的な学習の時間」を「、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動」に改める。

「第3章 教材の取り扱い」を「第3章 教科書等」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

（教科書）

第10条 学校において使用する教科書（学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）は、教育委員会が採択するものとする。

（教材）

第11条 校長は、学校教育法第34条第2項及び第3項（これらの規定を同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の定めるところにより、教科書に代えて同法第34条第2項に規定する教材（以下「教科用図書代替教材」という。）を使用することができる。

2 校長は、教科書及び教科用図書代替教材以外の教材（以下「補助教材」という。）で教育上有益適切なものは、これを使用することができる。

3 校長は、教科用図書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮するものとする。

4 校長は、次に掲げる教材を使用する場合には、準教科書・副読本等使用届（様式第13号）によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(1) 教科用図書代替教材

(2) 準教科書（教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教

科用図書をいう。以下同じ。)

(3) 教科書、教科用図書代替教材又は準教科書と併せて使用する副読本

(4) 長期休業中の学習帳

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号

新庄市教育委員会教育長 殿

年 月 日

年度 教育課程編成届

新庄市立

校長

印

1 教育指導の目標及び重点

(1) 学校教育課題
(2) 学校の教育目標
(3) 今年度の重点

2 日課表

	月	火	水	木	金	【日課表作成の配慮点】
時 分						

3 各教科等の授業時数

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科	国 語						
	社 会						
	算 数						
	理 科						
	生 活						
	音 楽						
	図 画 工 作						
	家 庭						
	体 育						
	外 国 語						
特別の教科 道徳							
外 国 語 活 動							
総合的な学習の時間							
学 級 活 動							
小 計① (標準授業時数)		()	()	()	()	()	()
児 童 会 活 動							
ク ラ ブ 活 動							
学 校 行 事							
小 計②							
合 計(①+②)							

4 授業日数

学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
授 業 日 数						

5 総合的な学習の時間の主な内容等

第3学年	
第4学年	
第5学年	
第6学年	

様式第1号の2

新庄市教育委員会教育長 殿

年 月 日

年度 教育課程編成届

新庄市立

校長

印

1 教育指導の目標及び重点

(1) 学校教育課題
(2) 学校の教育目標
(3) 今年度の重点

2 日課表

	月	火	水	木	金	【日課表作成の配慮点】
時 分						

3 各教科等の授業時数

区 分		第 学 年	第 学 年	第 学 年
各 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保 健 体 育			
	技 術 ・ 家 庭			
	外 国 語			
特別の教科 道徳				
総合的な学習の時間				
学 級 活 動				
小 計① (標準授業時数)		()	()	()
生 徒 会 活 動				
学 校 行 事				
小 計②				
合 計(①+②)				

4 授業日数

学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年
授 業 日 数			

5 総合的な学習の時間の主な内容等

第 学 年	
第 学 年	
第 学 年	

様式第2号

新庄市教育委員会教育長 殿

年 月 日

年度 教育課程実施報告

新庄市立

校長

印

1 教育課程実施上の成果と課題

(1) 学校及び児童の目標(評価規準)達成状況

(2) 次年度の課題

2 各教科等の授業時数

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科	国語					
	社会					
	算数					
	理科					
	生活					
	音楽					
	図画工作					
	家庭					
	体育					
	外国語					
特別の教科 道徳						
外国語活動						
総合的な学習の時間						
学級活動						
小計① (標準授業時数)	()	()	()	()	()	()
児童会活動						
クラブ活動						
学校行事						
小計②						
合計(①+②)						

3 授業日数

学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
授 業 日 数						

4 総合的な学習の時間の主な内容等

第3学年	
第4学年	
第5学年	
第6学年	

様式第2号の2

新庄市教育委員会教育長 殿

年 月 日

年度 教育課程実施報告

新庄市立

校長

印

1 教育課程実施上の成果と課題

(1) 学校及び生徒の目標(評価規準)達成状況

(2) 次年度の課題

2 各教科等の授業時数

区 分		第 学 年	第 学 年	第 学 年
各 教 科	国 語			
	社 会			
	数 学			
	理 科			
	音 楽			
	美 術			
	保 健 体 育			
	技 術 ・ 家 庭			
	外 国 語			
特別の教科 道徳				
総合的な学習の時間				
学 級 活 動				
小 計① (標準授業時数)		()	()	()
生 徒 会 活 動				
学 校 行 事				
小 計②				
合 計(①+②)				

3 授業日数

学 年	第 学 年	第 学 年	第 学 年
授 業 日 数			

4 総合的な学習の時間の主な内容等

第 学 年	
第 学 年	
第 学 年	

様式第3号

新庄市教育委員会教育長 殿

取扱注意

年 月 日

年度 特別支援学級の教育課程編成届

新庄市立

校長

印

記入者名

学級の障がい種別

1 教育指導の目標及び重点

(1) 児童の実態(検査結果も含む)

(2) 学級の教育目標

(3) 今年度の重点

2 時間割

在籍	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計
人数							
時間割の番号							

① 第()学年の時間割

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

② 第()学年の時間割

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ 特別支援学級における授業は、教科等の名称に下線を引く。

国語

※ 交流の時間は、教科等の名称の下に、交流の学級等を○年○組と記入する。

体育 3年2組

①の1週間あたり

特別支援学級の授業	
交流の授業	

②の1週間あたり

特別支援学級の授業	
交流の授業	

3 年間授業時数 ※()内には、交流の時間を記入する。内数とする。

(1) 各教科等

区分	内容(注)	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各 教 科	国語	()	()	()	()	()	()
	社会			()	()	()	()
	算数	()	()	()	()	()	()
	理科			()	()	()	()
	生活	()	()				
	音楽	()	()	()	()	()	()
	図画工作	()	()	()	()	()	()
	家庭					()	()
	体育	()	()	()	()	()	()
	外国語					()	()
	生活(知)	C					
	特別の教科 道徳		()	()	()	()	()
外国語活動				()	()		
小計		()	()	()	()	()	()

(注) ABCで記入 A: 該当学年の内容 B: 下学年の内容

C: 知的障害特別支援学校の学習指導要領に示された内容

2名以上在籍の場合は、実態により複数になることもある。(例: B、C)

(2) 領域・教科を合わせた指導 ※知的障がい特別支援学級のみ

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
日常生活の指導						
生活単元学習						
小計						

(3) 総合的な学習の時間の時数と主な内容

学年	時数	主な内容
第3学年	()	
第4学年	()	
第5学年	()	
第6学年	()	

(4) 特別活動

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
学級活動	()	()	()	()	()	()
児童会活動						
クラブ活動						
学校行事						
小計	()	()	()	()	()	()

(5) 自立活動

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
自立活動						

(6) 年間総授業時数 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
()	()	()	()	()	()

様式第3号の2

新庄市教育委員会教育長 殿

取扱注意

年 月 日

年度 特別支援学級の教育課程編成届

新庄市立

校長

印

記入者名

学級の障がい種別

1 教育指導の目標及び重点

(1) 生徒の実態(検査結果も含む)

(2) 学級の教育目標

(3) 今年度の重点

2 時間割

在籍	第 学年	第 学年	第 学年	合計
人数				
時間割の番号				

① 第()学年の時間割

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

② 第()学年の時間割

	月	火	水	木	金
1					
2					
3					
4					
5					
6					

※ 特別支援学級における授業は、教科等の名称に下線を引く。

国語

※ 交流の時間は、教科等の名称の下に、交流の学級等を○年○組と記入する。

体育 3年2組

①の1週間あたり

特別支援学級の授業	
交流の授業	

②の1週間あたり

特別支援学級の授業	
交流の授業	

3 年間授業時数 ※()内には、交流の時間を記入する。内数とする。

(1) 各教科等

区 分		内容(注)	第 学年	第 学年	第 学年
各 教 科	国 語		()	()	()
	社 会		()	()	()
	数 学		()	()	()
	理 科		()	()	()
	音 楽		()	()	()
	美 術		()	()	()
	保 健 体 育		()	()	()
	技 術 ・ 家 庭		()	()	()
	外 国 語		()	()	()
	職業・家庭(知)	C			
特別の教科 道徳			()	()	()
小 計			()	()	()

(注) ABCで記入 A: 該当学年の内容 B: 下学年の内容

C: 知的障害特別支援学校の学習指導要領に示された内容

2名以上在籍の場合は、実態により複数になることもある。(例: B、C)

(2) 領域・教科を合わせた指導 ※知的障がい特別支援学級のみ

	第 学年	第 学年	第 学年
日常生活の指導			
生活単元学習			
作業学習			
小 計			

(3) 総合的な学習の時間の時数と主な内容

学 年	時 数	主 な 内 容
第 学年	()	
第 学年	()	
第 学年	()	

(4) 特別活動

	第 学年	第 学年	第 学年
学 級 活 動	()	()	()
生 徒 会 活 動			
学 校 行 事			
小 計	()	()	()

(5) 自立活動

	第 学年	第 学年	第 学年
自 立 活 動			

(6) 年間総授業時数 (1) + (2) + (3) + (4) + (5)

第 学年	第 学年	第 学年
()	()	()

様式第 4 号

新庄市教育委員会教育長 殿

取扱注意

年 月 日

年度 特別支援学級の教育課程実施報告

新庄市立

校長

印

記入者名

学級の障がい種別

1 教育課程実施上の成果と課題

(1) 学級及び児童・生徒の目標達成状況

(2) 次年度の課題

様式第 1 3 号を次のように改める。

様式第 13 号

年 月 日

新庄市教育委員会教育長 殿

新庄市立

校長

印

準教科書・副読本等使用届

下記の準教科書・副読本等を使用しますので、お届けいたします。

記

使用 学年	教科等	図書名	著者又は 編集名	発行所	定価	頁数	使用期間

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

提案の理由

小・中学校学習指導要領の改訂及び学校教育法の改正に伴い、新庄市立学校管理規則の見直しを提案するものです。

新庄市立学校管理規則(平成14年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(教育課程の編成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各教科、特別の教科である<u>道徳、特別活動及び総合的な学習の時間</u> <u>の授業時数</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3章 <u>教材の取り扱い</u></p> <p>(<u>準教科書</u>)</p> <p>第10条 校長は、教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「<u>準教科書</u>」)という。)を使用する場合は、<u>準教科書・副読本使用届(様式第13号)</u>によりあらかじめ<u>教育委員会に届け出なければならぬ</u>。</p> <p>(<u>副読本等</u>)</p> <p>第11条 校長は、児童又は生徒の教材として、教科書又は<u>準教科書</u>とあわせて使用する副読本及び長期休業中の学習帳を使用する場合は、<u>準教科書・副読本使用届(様式第13号)</u>によりあらかじめ<u>教育委員会に届け出なければならぬ</u>。</p>	<p>(教育課程の編成)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の教育課程には、次の事項に関する計画を含むものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 各教科、特別の教科である<u>道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第3章 <u>教科書等</u></p> <p>(<u>教科書</u>)</p> <p>第10条 学校において使用する教科書(学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。))に規定する教科用図書及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。)は、<u>教育委員会が採択するものとする</u>。</p> <p>(<u>教材</u>)</p> <p>第11条 校長は、学校教育法第34条第2項及び第3項(これらの規定を同法第49条及び附則第9条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の定めるところにより、教科書に代えて同法第34条第2項に規定する教材(以下「<u>教科用図書代替教材</u>」)という。)を使用することができる。</p> <p>2 校長は、<u>教科書及び教科用図書代替教材以外の教材(以下「<u>補助教材</u>」)という。)</u>で教育上有益適切なものは、これを使用することができる。</p> <p>3 校長は、<u>教科用図書代替教材及び補助教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮するものとする</u>。</p> <p>4 校長は、<u>次に掲げる教材を使用する場合には、準教科書・副読</u></p>

現行	改正後 (案)
	<p>本等使用届(様式第13号)によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) <u>教科用図書代替教材</u></p> <p>(2) <u>準教科書(教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>教科書、教科用図書代替教材又は準教科書と併せて使用する副読本</u></p> <p>(4) <u>長期休業中の学習帳</u></p>
<u>様式第1号</u> (略)	<u>様式第1号</u>
<u>様式第1号の2</u> (略)	<u>様式第1号の2</u>
<u>様式第2号</u> (略)	<u>様式第2号</u>
<u>様式第2号の2</u> (略)	<u>様式第2号の2</u>
<u>様式第3号</u> (略)	<u>様式第3号</u>
<u>様式第3号の2</u> (略)	<u>様式第3号の2</u>
<u>様式第4号</u> (略)	<u>様式第4号</u>
<u>様式第13号</u> (略)	<u>様式第13号</u>